

## ◆平成30年1月支給分からの報告における注意点について

### <配偶者控除および配偶者特別控除に関する改正>

平成30年分の源泉徴収事務の開始にあたり、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が改正され、居住者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることができません。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

これに伴い、平成30年1月支給分から弊社への人事情報の報告につきまして、配偶者の表現が以下のとおり変更となりますので、配偶者控除の適用範囲を再度ご確認のうえ、ご報告をお願いいたします。

### <配偶者の表現>

変更後	変更前
源泉控除対象配偶者	控除対象配偶者

＜改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表＞

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超